

日本の所得税の実態

—なぜ基礎控除の大幅引上げは問題なのか—⁽¹⁾

八塩 裕之

はじめに

昨年の衆院選以降、勤労所得などへの所得税のあり方が議論となっている。選挙で議席を伸ばした国民民主党がいわゆる「一〇三万円の壁」を引き上げるために基礎控除の大幅引上げを主張し、それを巡って年末の税制改正論議が注目された。

そもそも今回の問題のきっかけは、近年の最低賃金引上げで、大学生のアルバイト年収が一〇三

万円を超えるケースが増えたことであった。年収が一〇三万円を超えると大学生自身に所得税が課されるとともに、大学生を扶養する親に対する「特定扶養控除」が（大学生が被扶養者でなくなるために）認められなくなり、親の増税になる。これを避けるため大学生のアルバイト控えが生じ、この状況をSNSでつかんだ国民民主党が基礎控除引上げを打ち出した。すなわち、四八万円の所得税の基礎控除を七五万円引き上げて一二三万円にすれば、現在、一〇三万円（基礎控除四八万円＋給与所得控除五五万円）の「壁」を一七八

万円（同一二三万円＋同五五万円）に移動でき、大学生の年収の壁問題を解決できる。同時に、基礎控除の引上げは国民全体の所得税・住民税の減税につながるため、国民の「手取り」増加を通じて経済を活性化させるべきだと国民民主党は主張した。

上述した大学生の問題は、名目賃金があがると所得税の税率ブラケットも自動的にあがって増税が起きる「ブラケット・クリープ」であり、何らかの対処は必要である。ただ、そのために基礎控除を大きく引き上げることには問題が大きい。報道で注目されたのはそれによって生じる七兆円以上の税収ロスの財源問題であったが、筆者はもう一点、その減税効果が高所得者に偏るため、所得税の所得再分配機能を弱める問題が重要と考えられる。以下ではこの点を中心に日本の勤労所得等の所得税の実態を検討する。

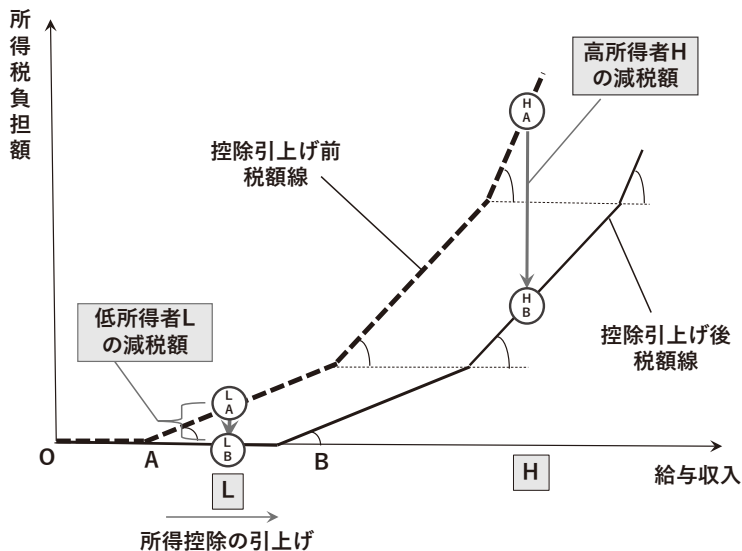
基礎控除引上げが税負担にも たらず効果

まず、所得控除引上げが所得税の負担を軽減させる仕組みを図表1で考える。後述のように、もともと日本の所得税の所得控除は大きいですが、今回、その更なる引上げが議論された。それがもたらす効果を検討する。

図表1の横軸は給与収入、縦軸は所得税負担額である。図中の太い点線は控除引上げ前の税額線、太い実線が控除引上げ後の税額線である。

最初に控除引上げ前の税額線を説明すると、もともと認められた所得控除額は図の左下のOAであり、給与がそれより小さいと税額はゼロ、そして給与がOAを超えると所得税負担が生じる。そして給与がさらに増えると、税率を反映する税額

図表1 所得控除引上げが所得税負担にもたらす効果



線の傾きが段階的に急になって税額が増えるが、これが超過累進税率の効果である。この結果、低所得のLの所得税額（横軸からLAの距離）に比べて、高所得のHの所得税額（横軸からHAの距離）は大きくなる。

次に、これに対して所得控除を引き上げたケース（太い実線）を見る。新しい所得控除額はOBとなるが、他の要素（税率構造など）はすべて控除引上げ前と同じである。ポイントは、控除の引上げで税額線が右に平行移動する点である。

図は、控除引上げの税負担軽減効果が高所得層に大きく及ぶことを示す。Lの減税額とHの減税額を図に記したが、まずLは税額がゼロになるものの、負担軽減額自体は小さい。すなわち一度、税額ゼロに達すると、それ以上は控除をいくら引き上げててもゼロのまま減税効果はない。これに対してHの税負担軽減は大きい。すなわち、所得控

除の減税額は税額線の傾斜が急な（すなわち税率が高い）ほど大きいことに加えて、所得控除で税額線が右にずれてHの税率ブラケットが下の階級に移る（控除引上げ後の税額線の傾斜が緩くなる）ためである。

所得控除引上げが大きな税収ロスを引き起こすとともに、所得税の所得再分配機能を弱める点を図で説明する。まず税収ロスは改革前後の二本の税額線と横軸で囲まれた部分の面積で示されるが、高所得層の税負担軽減が効いて大きくなる。一方、所得再分配機能については、控除引上げ前のLの税額とHの税額の差（HAとLAの高さの差）に比べて、控除引上げ後のLとHの税額の差（HBとLBの高さの差）が大きく縮小される点に示される。

この後データで示すように日本の所得税制度は今回の問題以前から控除が大きく、もともと図の

控除引上げ後の税額線のようになっているが、もう一点、高所得層には重要な制度がある。すなわち、（図表1には未反映だが）給与が増えるほど所得控除が大きくなる制度（給与所得控除や社会保険料控除）であり、これによって高所得者の税額線は更に右にずれて、負担が小さくなる。この結果、日本の所得税・個人住民税の所得再分配機能は（後述のように最高税率は高いが）非常に弱くなっている（OECD、二〇〇八；八塩、二〇一五）。

この状況で、今回、基礎控除の大幅上げが問題となったが、そのインパクトは大きい。その実態を実際のデータでみてみよう。

日本の所得税・個人住民税負担の実態

次に、日本の世帯の所得に関する個票データ（厚生労働省「国民生活基礎調査」二〇一九年調査）を用いて、所得税・個人住民税（以下、単に「税」と呼ぶ）の負担の実態、とくに国民民主党が主張する基礎控除引上げの効果を分析した。結果は後述する図表2と図表3で示す。

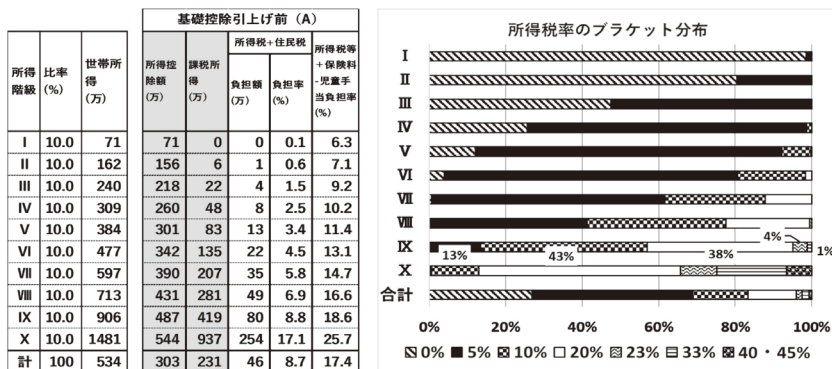
分析方法を簡単に述べると、まず、データの各世帯の所得や家族構成に対して現行（二〇二三年度）の税法を適用し、各世帯の税負担の理論値を求めるとしてデータの全世帯を等価世帯可処分所得階級で一〇等分（すなわち一〇%ずつ）したうえで、各階級の税負担額の平均値などを計算する（参考値として社会保険料と児童手当も分析し

た）。次に他の条件は変えないまま、基礎控除を四八万円から一二三万円に引き上げたと仮定して再度、同様の計算を行い、税制改正前後で各所得階級の平均税負担等がどう変化するかを分析した。

低所得階級には勤労世帯と年金世帯が混在する一方、高所得階級の大半は勤労世帯である。分析で反映した所得控除は、給与所得控除と公的年金等控除、基礎・配偶者（特別）・扶養控除と社会保険料控除である。³⁾ なお、二〇一九年の所得データで分析したため、近年の名目所得上昇は未反映である。しかしOECD（二〇二四）の最新の分析でも同様の結果が示されており、結果が大きく覆ることはないと考ええる。

最初に図表2は、基礎控除引上げ前の現行税制における所得階級ごとの税負担を示す。世帯所得の平均が九〇六万円である第Ⅸ階級をみると、ま

図表2 基礎控除引上げ前（現行税制）の税負担の状況

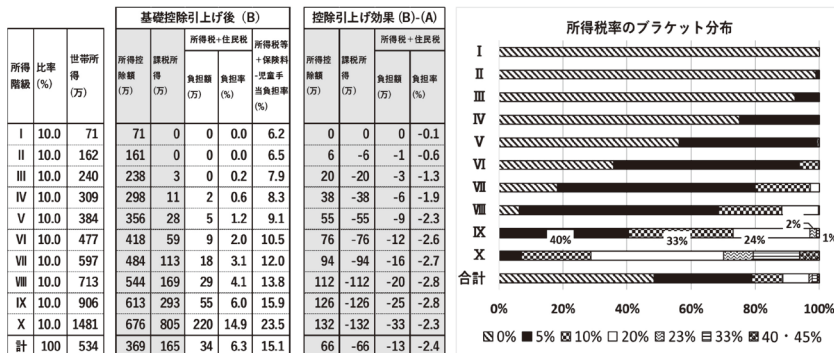


〔出所〕「国民生活基礎調査2019年調査」個票データ（厚生労働省）より筆者計算

ず目を引くのが、所得控除が五〇〇万円弱（四八七万）に及ぶ点である。これは給与が大きくなる
と控除も増える給与所得控除や社会保険料控除の
影響であり、日本特有といえる。その結果、課税
所得は四一九万円に過ぎない。これによって先の
図表1でいえば税額線が大きく右にずれ、所得税
の税率ブラケットが低くなる。そこで、図表2の
右側に「所得税率のブラケット分布」を示した。⁽⁴⁾
これによると、高所得の第IX階級でも六割近くが
課税所得三三〇万円以下である税率一〇%以下のブ
ラケットに属し、税率二二%以上（課税所得六九
五万以上）の税率ブラケットに属する世帯は五%
に過ぎない。

この点をもう少し述べると、例えば日本の最高
税率は住民税一〇%も加えて五五%と世界最高水
準の高さであり、これだけみると所得税の累進性
が極めて強いように思える。しかし、「ブラケッ

図表3 基礎控除引上げ（48万⇒123万）後の税負担の状況



〔出所〕 「国民生活基礎調査2019年調査」 個票データ (厚生労働省) より筆者計算

ト分布」の「合計」で示すように、実際にこれが適用される人は極めて少なく象徴的に過ぎない。実際には全体の八割以上が税率一〇%以下のブラケットに属すなど、控除で税額線が大きく右にずれた結果、所得税の累進税率構造はあまり効いていない。

これを踏まえて再び図表2の左側に戻ると、この結果、第IX階級の税負担率は住民税を含めても九%弱にとどまり、OECD(二〇二四)が示す諸外国の状況と比べても小さい。図によると、むしろ負担が大きいのは社会保険料(ただし、ここでは児童手当による負担軽減効果も反映済)であり、第Ⅲ〜第X階級まで七〜一〇%で比例的に課される。この結果、日本の税・保険料制度の再分配効果は非常に小さくなっている(OECD、二〇〇八)。

次に、国民民主党が主張した基礎控除の四八万

円から一二三万円への引上げ効果を図表3で分析する。再び高所得の第Ⅸ階級を見ると、これによつて所得控除額は六一三万円と図表2に比べて更に一二六万円増え、課税所得は世帯所得九〇六万円の一／三以下である二九三万円に縮む。その結果、図表3の右側に示した「所得税率のブラケット分布」でも、高所得の第Ⅸ階級で税率一〇％以下に七〇％以上が属するなど、多くの人が低税率ブラケットに張り付く。また、図の下段の世帯全体でも税額ゼロが半分近く、税率五％ブラケットもあわせると約八割と、国民全体の低税率化が進む。

一方で、この控除引上げの減税効果は、低所得層には小さい一方で、高所得層に大きく及ぶ点が重要である。すなわち図表3の左側の表に戻ると、比較的低所得の第Ⅳ階級の減税額は六万円、中堅の第Ⅵ階級でも一二万円の一方、第Ⅸ階級の

減税額は二五万円、最上位の第Ⅹ階級は三三万円に及ぶ。第Ⅸ階級の税負担率は実に六％まで下がる。

このように、基礎控除大幅引上げの減税効果が高所得層に偏る直感は先の図表1で既に述べた。例えば第Ⅳ階級では基礎控除引上げ前の課税所得が四八万円（先の図表2参照）しかなく、基礎控除を七五万円引き上げても使いきれない結果、減税額は限られる。一方、第Ⅸ階級では控除額が一二六万円増え、その税率ブラケットが下がるケースもあるなど、減税効果が大きくなる。なお、最後にジニ係数の変化を述べると、基礎控除引上げで税制による所得再分配効果は約八％弱くなる。

このように、基礎控除の大幅引上げは、もともと弱い所得税の所得再分配機能を更に弱める。とくに、高所得層に集中した減税を毎年続ける点でも問題が大きい。ヨーロッパではこうした所得控

日本の所得税の実態

除の問題を踏まえた改革もなされており、日本も慎重な検討が必要と考える。

(注)

- (1) 本稿は、令和六年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「社会保障給付に関するマイクロシミュレーション分析の研究」の成果の一部である。
- (2) 国民生活基礎調査のデータは政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）より承認（厚生労働省発政統〇五一六第四号令和六年五月一六日）を受けて利用している。
- (3) 給与所得控除や公的年金等控除は人的控除と税法上の位置づけが異なるが、本稿では課税所得を縮小させる所得控除として区別せずに分析する。
- (4) ここでは、データの各世帯で最も税率が高い個人を選び、それを世帯の税率として、全世帯における税率ブラケットの分布を計算した。

(引用文献)

OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*.

OECD (2024) *Taxing Wages 2024*.

八塩裕之（二〇一五）「日本の勤労所得課税の実態―スウェーデンとの比較をもとに―」『会計検査研究』第五二号。

（やしお ひろゆき・京都産業大学経済学部教授）